

参考資料 3

厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等に関する参考資料

令和7年10月27日

第8回 厚生労働省統計改革検討会

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

- 1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施
- 2. 情報システムの適正化
- 3. 組織改革・研修の拡充等
- 4. データの利活用・一元的な保存の推進
- 5. E B P M の実践を通じた統計の利活用の促進

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

1. ガイドラインの作成と PDCAサイクルの着実な実施

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

令和6年度下期及び令和7年度上期におけるPDCAによる点検・評価結果（概要）

○令和6年度下期及び令和7年度上期においては、32調査を対象に点検・評価を実施。

(注)

○点検・評価の結果、調査計画と実査等が整合していなかった事案が11調査・15件見つかった。

- ・計画上の項目において、報告者ごとの書き分けができていなかった（1件）。
- ・計画上と、実際の調査実施期間が乖離していた（5件）。
- ・計画上の報告者数に記載誤りがあった（1件）。

- ・計画上の集計事項の中に、未集計や未公表の事項があった（1件）。
- ・計画上の集計事項の中に、誤記や未記載等があった（1件）。
- ・計画上の公表期日よりも遅れて、調査結果を公表していた（4件）。
- ・計画上に記載していない統計基準を使用していた（1件）。
- ・計画上の集計しない事項の有無に記載誤りがあった（1件）。



企画・実査関係の不整合
(合計7件 (全体の46.7%))

計画上と調査実施期間の乖離が
多く発生（5件）



集計・公表関係の不整合
(合計8件 (全体の53.3%))

公表遅延による計画上との不整合
が多く発生（4件）

注) 一つの統計調査で複数の不整合事案が見つかった場合もある。

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

令和6年度下期及び令和7年度上期におけるPDCAによる点検・評価結果（今後の再発防止策等）

主な不整合事案	不整合への対応、再発防止策例
<p>調査実施期間の乖離</p> <p>(実際にあったケース： 調査実施期間の終期については、調査客体である市町村の提出期限を記載すべきところ、経由機関である都道府県から厚生労働省への提出期限を記載していた。)</p> <p>(実際にあったケース： 提出期限について、調査計画上の提出期限とは異なる期限で調査対象者に協力依頼をしていました。)</p>	<p>【不整合への対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・次回調査では、調査計画の調査実施期間に合わせるか、調査計画の見直しを行うかいずれかにより、調査計画と実態との整合を図ることとした。・次回調査では、調査計画どおりの提出期限として調査を実施し、調査計画と実態との整合を図ることとした。 <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none">・調査担当者は、各種ガイドライン・要領等を熟読し、また、研修にも積極的に参加して必要な業務知識を取得する。また、今後は調査実施時においても調査計画と実態が乖離していないか等の確認を行う。・スケジュールに提出期限を追記して調査計画との照合を行うこととし、更に複数人で確認する。また、この照合作業について、業務マニュアル等に記載する。
<p>調査結果の公表遅延</p> <p>(実際にあったケース： 調査結果の公表が、承認を受けた期日から約3ヶ月遅延した。)</p> <p>(実際にあったケース： 調査結果（月報）の公表が、承認を受けた期日から4日遅延した。)</p> <p>(実際にあったケース： 調査結果（月報）の公表が、承認を受けた期日から17日遅延した。)</p>	<p>【不整合への対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・次回調査時には、調査計画どおりに公表作業を行えるよう、システム改修等により遅延要因を解消し、調査計画と実態との整合を図ることとした。・「基幹統計調査及び一般統計調査の承認申請等に関する事務マニュアル」に従い、調査計画の変更は行わず、新たな公表日等を厚生労働省のホームページに掲載した。 <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none">・不適切なシステム改修が遅延要因の一つであったことから、要件定義書の作成においては複数人で精査し、改修内容が後の作業に影響を及ぼさないかよく確認する。また、エラーチェックについては、実施時期を早め、想定外のエラーが発生した場合でも、公表期日に影響しないよう対応する。・当該月は年報取りまとめ時期であり、年報担当と月報担当の業務内容が明確化されていなかったことが遅延の要因であったことから、業務内容を明確化し、こうした対応について業務マニュアル等に記載する。・統計委員会の建議（令和4年8月10日）において、「遅延調査票への対処基準」が示されたことに伴い、例外的に確認作業が発生したことによる遅延であるため、再発防止策はなし。

2. 情報システムの適正化

【参考】厚生労働省統計処理システムの対応方針

- 厚生労働省統計処理システムについては、以下の対応方針で推進することとしている。

主な観点	対応方針
ドキュメントの適正管理 ① 利用者が自由にデータやプログラムを作成・修正して、設計書等も一元管理されておらず、プログラムやドキュメントの修正履歴等の確認が困難な状態であり、適正な管理へと見直す必要がある	業務面の見直しもセットで推進することによって、ドキュメント・プログラムを適正に管理できる仕組みを構築する
クラウド利用の推進 ② 現状はオンプレミスで構成され、ハードウェアや機能追加を容易には行えず、数年ごとの機器更改が必要であり、この状況を解消する	当初想定していたとおり、現行のオンプレミスからクラウドでの構築を目指す (OSや文字コード、固定長ファイル等の考慮すべき事項は存在するため、詳細については継続検討が必要)
汎用プログラミング言語への移行やノンプログラミングツールの活用 ③ 厚生労働省独自の簡易プログラミング言語であるSAMAS・DICS64の技術者の減少等に伴い、SAMAS・DICS64に替わる汎用プログラミング言語への移行やノンプログラミングツールの活用を検討する	既存プログラム資産を汎用プログラミング言語へ置き換える場合の課題やノンプログラミングツールへ移行する際の課題等を踏まえ、SAMAS・DICS64に替わる汎用プログラミング言語（Pythonなど）への移行や「汎用集計ツール」の活用可能性も含めて、ノンプログラミングツールの活用について検討する
データベース化 ④ 調査票データをテキスト保存していることによる同時更新の制約や、マスター管理・バージョン管理の問題を解消するため、データベース化を検討する	データの分散抑制（データ管理品質の向上）や活用を目的とし、登録データのデータベース化を検討する

3. 組織改革・研修の拡充等

3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定者数

	認定者数						令和8年度末 配置目標数 ②	割合 (①/②×100)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4月～9月)	計 ①		
アナリスト	2	1	2	6	3	14 (13)	10	140.0% (130.0%)
アナリスト補（3コースとも）	7	9	15	11	7	49 (45)	34	144.1% (132.4%)

※ () 内は退職者、出向者を除いた認定者数及び割合である。

(2) 統計研修・統計情報処理研修の受講者数

		受講者数					
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4～9月)	計
スキルレベル別研修	オンライン配信・集合研修	131	211	213	155	95	805
	eラーニング研修（※）	(1441)	676	718	425	301	3561
統計情報処理研修 (UNIX、SAMAS、DICS、C言語、SPSS)	集合研修	60	69	76	74	78	357

※ 令和4年度以降のeラーニング研修の受講者数は、理解度テストを合格した者の数であり、本省以外の職員を含む。

（令和3年度のeラーニング研修は理解度テストを完備していないことから、令和4年度以降との比較には注意を要する。）

※ EBPM研修の受講者数を除く。

4. データの利活用・一元的な保存の推進

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）のポイント

（調査票情報の円滑な二次的利用の確保部分）

ウ 公的統計の調査票情報の円滑な二次的利用の確保

総務省及び統計所管府省庁は、学術研究の発展及びE B P Mの推進を図る観点から、**基幹統計及び一般統計等の調査票情報の研究者、各府省庁その他の利用者への提供を迅速化及び円滑化**するため、**必要なりソースを確保の上**、以下の措置を講ずる。具体的な検討に当たっては、統計調査に対する国民の信頼や協力を確保するため、**個人情報等の適切な保護を確保する必要があることに留意する。**

＜光ディスクを利用して調査票情報を提供する場合＞

- a 総務省は、統計所管府省庁の提供の**審査を標準化・効率化**するため、審査の趣旨及び実施方法を明確化するマニュアルの作成並びに利用申出の様式の統一を行い、所要のシステム開発に着手。 【令和5年度上期措置】
- b 統計所管府省庁は、提供までに要する期間を令和5年度中に平均1か月以内、令和6年度中に特段の事情がある統計を除き平均1週間以内、かつ、遅くとも4週間に短縮。 【令和5年度措置又は6年度措置（一部7年度措置）】
- c 総務省は、研究者等向けの一元的な相談窓口を設置し、研究者等のサポートを実施。必要に応じ、統計所管府省庁に対し、個別の処理状況の確認、迅速化の要請等の措置を講ずる。 【令和5年上期措置】
総務省は、**統計所管府省庁の審査状況を一元的に管理**し、その概要を公表し、必要に応じて、統計所管府省庁に対して適時に助言や所要の情報システムの開発の着手その他所要の措置を講ずる。 【令和6年上期措置】

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）のポイント（続き）

（調査票情報の円滑な二次的利用の確保部分）

＜リモートアクセスによる提供の早期実現化＞

- d 総務省は、調査票情報の提供について、**リモートアクセスの実証実験を開始。** 【令和5年7月末までに措置】
相当数の総務省所管統計について、リモートアクセスによる提供を開始。 【令和5年度中に措置】
統計所管府省庁の**全ての所管統計**について、**リモートアクセスによる提供を可能にする。** 【令和7年度措置】
総務省は、リモートアクセスの設計等の際、利用サーバー等のオンサイト施設との共通化を検討。 【令和6年度措置】

＜その他＞

- e 総務省は、審査の標準化及び効率化徹底の観点から、**審査体制の一元化**を検討。 【令和5年度検討・結論】
- f 総務省は、研究者等の二次的利用の円滑化等のため、公的統計に関するメタデータの整理を加速し、関係する全てのデータの機械可読化推進のための**リソースの確保を含む工程表**を作成。また、リモートアクセスによる調査票情報の提供の工程表も作成。 【令和5年上期措置】
- g 総務省は、複数の調査票情報を回答者ごとに連結して多様な分析を行うことを可能とする観点から、諸外国の状況を踏まえ、関係府省庁の協力も得つつ、**回答者を紐付ける方策**について検討。 【令和5年度検討・結論】
- h 総務省は、**地方が作成する統計の円滑な二次的利用**を図るため、地方自治体に対し、aからgまでの国の取組を周知し、必要に応じて要望。また、その求めに応じて、地方が作成する統計をリモートアクセスによる提供の対象とすることも検討。 【令和5年度措置】

調査票情報の提供早期化のための取組

○事前相談

- ・厚生労働省HPに、申出様式の記載例を掲載。
→申出者の必要書類の作成を支援、審査の効率化
- ・これまで審査期間のウエイトを大きく占めていた「申出者が提供を希望する調査項目ごとの必要性の確認」について、「申出者が研究目的達成のために申し出た全ての調査項目を变数として利用する」旨を申出様式に記載した場合は、原則として調査項目ごとの必要性の確認を省略。（記載例としても提示）
→申出者の負担軽減、審査の簡略化
- ・主たる結果表（集計様式や分析出力の様式等（グラフや図を用いたイメージでも可））を添付（1～数枚程度）することで足りることを明確化。
→申出者の負担軽減、審査の簡略化

○申出の承諾手続き

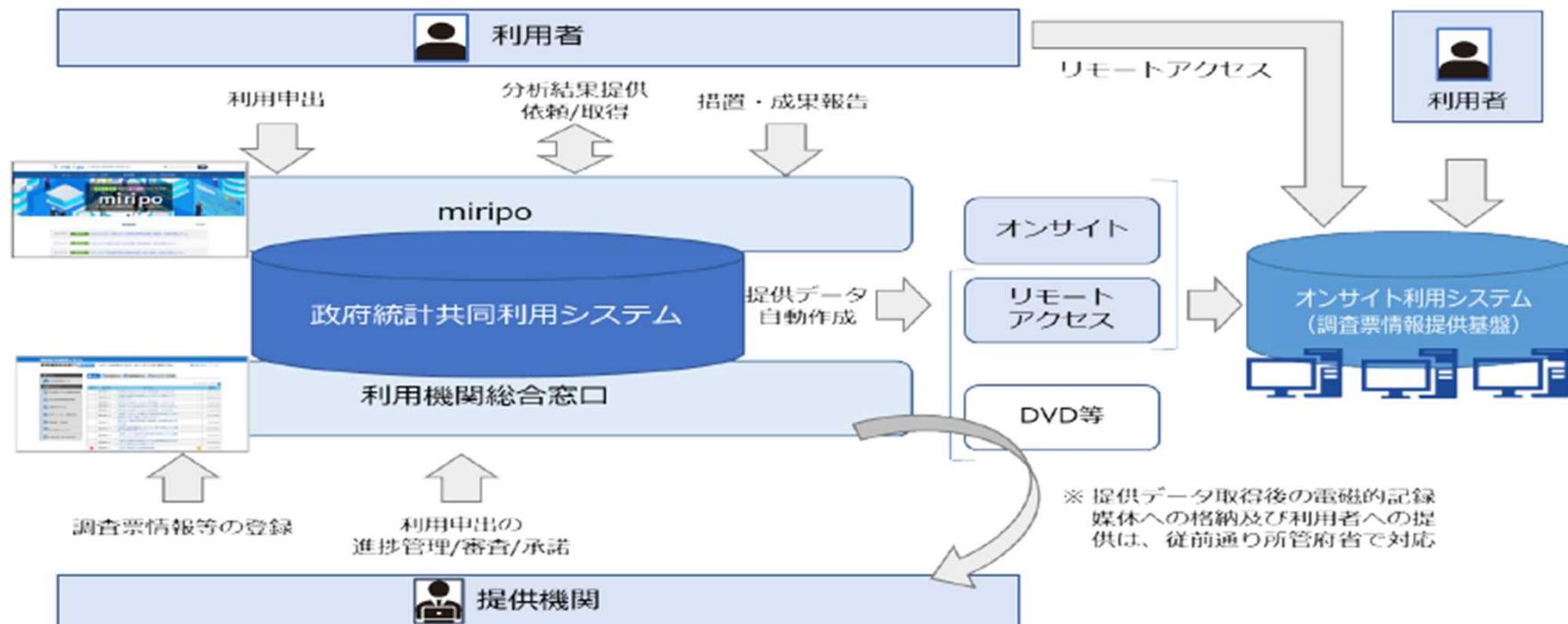
- ・訓令を改正し、決裁を効率化（部局長決裁を課室長決裁に変更）。
→申出から承諾までの手続きにかかる時間を短縮

○データ提供

- ・「研究目的達成のために申し出た調査項目」については、原則として個々のデータの必要性を問わず全ての項目を提供。
→案件ごとの提供データが概ね統一化され、職員による提供データ作成期間を短縮

オンライン利用システムの全体像

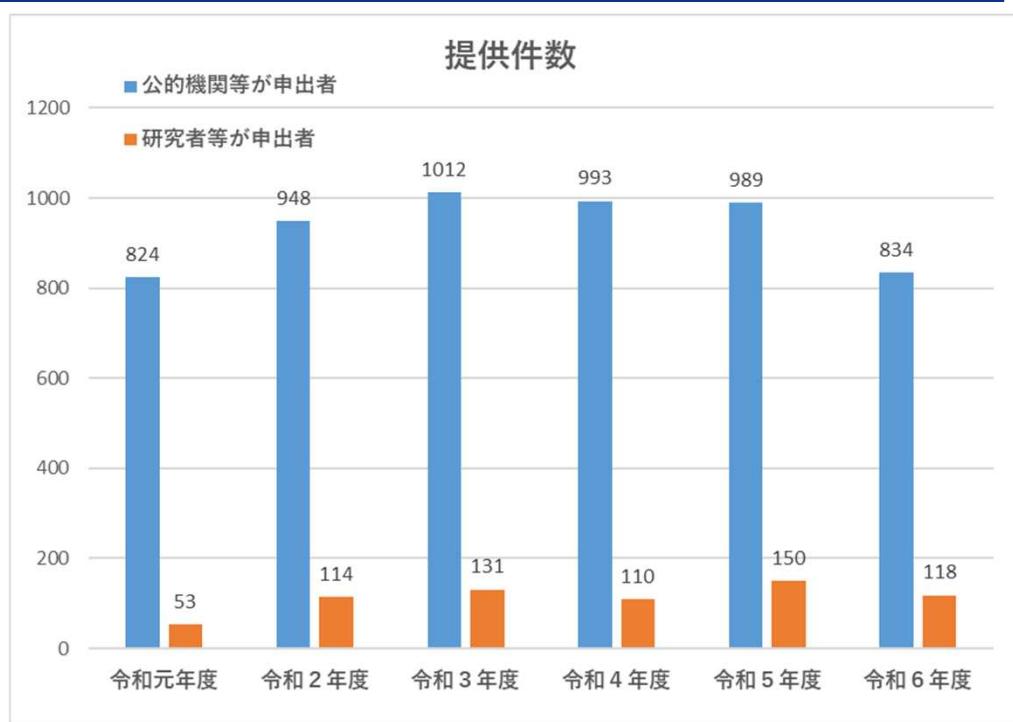
- 利用申出の受付から利用後の報告までを一元的に実行可能なシステム
- 政府統計共同利用システムのサブシステム
- 申出者はインターネット経由で「ミクロデータ利用ポータルサイト」（以下、「miripo」という）から、提供機関はG-Net（政府共通ネットワーク）経由で利用機関総合窓口からアクセス



法的根拠	利用形態（システム上の選択可否）		
	オンライン	リモートアクセス	媒体
法第33条第1項第1号	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/> (当面の間)	<input type="radio"/>
法第33条第1項第2号	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
法第33条の2第1項	<input type="radio"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

調査票情報の提供件数及び申出件数

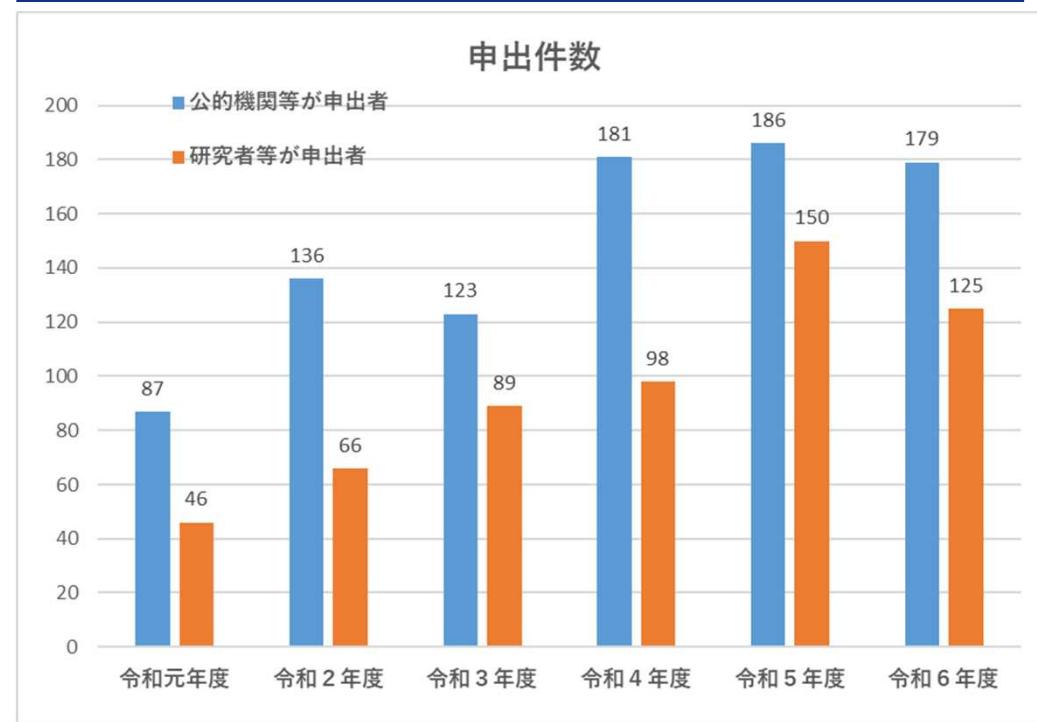
提供件数の推移（省全体）



(資料出所) 総務省『統計法施行状況報告』（各年度）

- (注) 1. 厚生労働省全体の統計調査の提供件数である。
2. 新規申出のみであり、変更申出を含まない。
3. 統計調査別に提供した件数を計上しており、申出件数とは異なる。
(例：1つの申出に3つの統計調査の提供依頼があれば3件と計上する。)
4. 公的機関等が申出者の件数には、行政運営資料の作成を目的として、複数調査や複数年分を一括申出・審査・提供を行う手続き分を含む。（複数年分については、利用開始する年度毎にそれぞれ計上している。）

利用申出件数の推移（統計部局所管統計）



(資料出所) 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

- (注) 1. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する統計調査の申出件数である。
2. 新規申出のほか変更申出を含む。
3. 各年度の申出件数は、データ提供を行った年度で計上している。
4. 公的機関等が申出者の件数には、行政運営資料の作成を目的として、複数調査や複数年分を一括申出・審査・提供を行う手続き分を含まない。

調査票情報利用申出に係る審査日数①

○申出1件当たりの審査日数 1)

令和6年度分 2)

単位：日

申出者		厚生労働省全体		統計部局所管統計 3)	
		平均値	中央値	平均値	中央値
	公的機関等 (統計法第33条第1項第1号)	8	6	8 4)	6 4)
	研究者等 (統計法第33条第1項第2号)	18	13	16	13
	合計 (統計法第33条第1項)	10	7	10	7

(資料出所) 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

(注) 1. 新規申出のみの審査日数であり、変更申出を含まない。

また、事前相談の開始日からデータ提供日までの日数のうち、厚労省（審査側）での審査や手続きに要した日数のみをカウントしたもの
（申出者が修正等に要した日数及び閉庁日は除いたもの）である。

2. 令和6年度にデータ提供を行ったもので計算している。
3. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する統計調査
4. 行政運営資料の作成を目的として、複数調査や複数年分を一括申出・審査・提供を行う手続き分を含む。

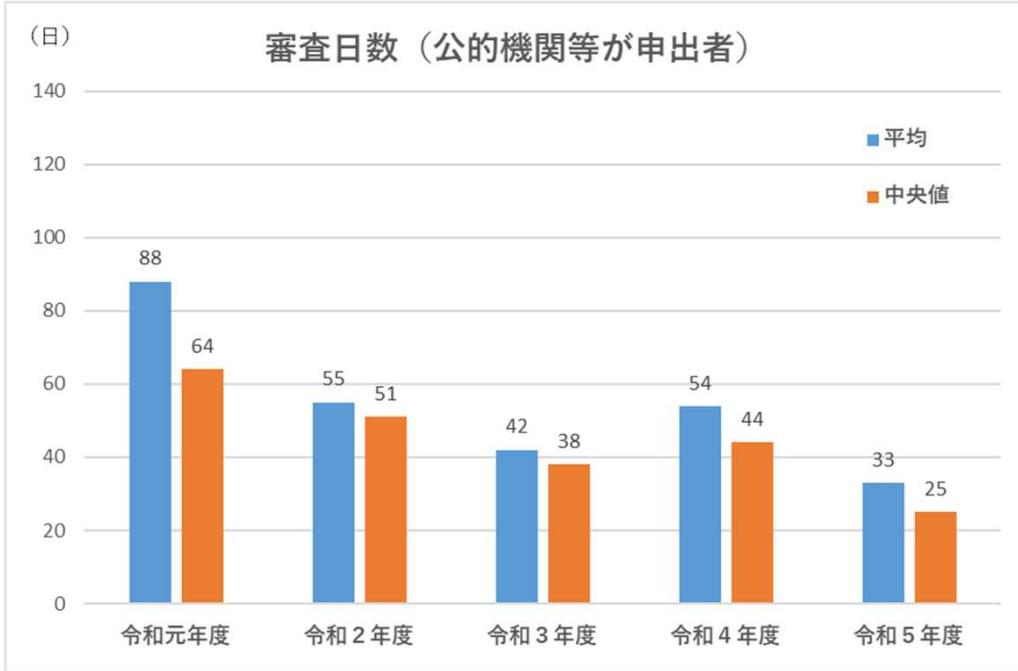
（※今回（第8回）の厚生労働省統計改革検討会資料より含めることにしたものです。）

5. 次頁で記載する令和5年度までの審査日数とは定義や条件が異なるため、年次比較する場合には注意が必要。

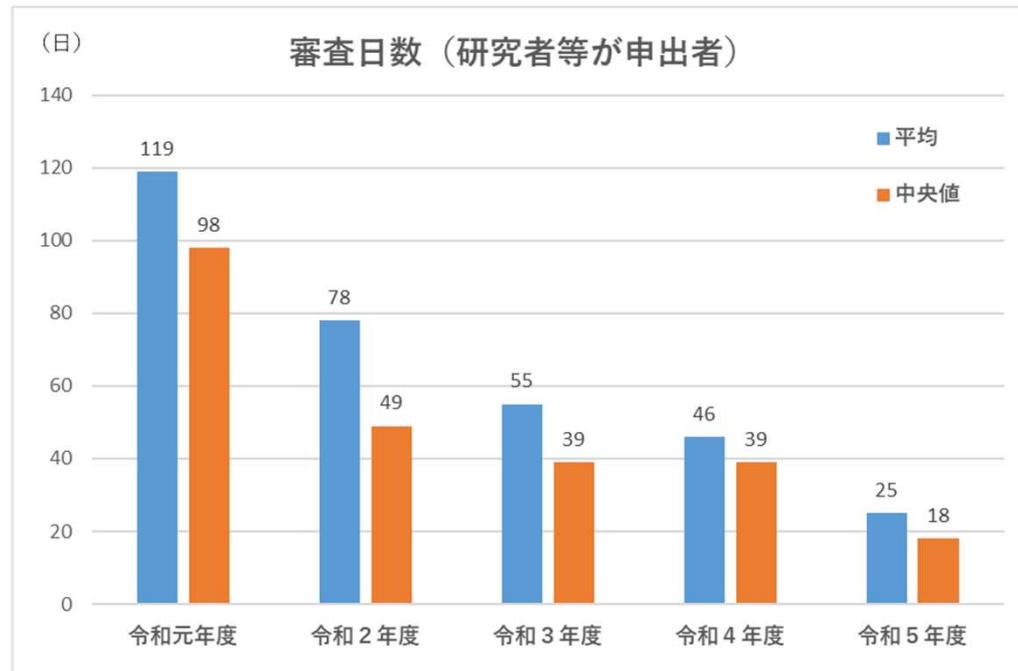
調査票情報利用申出に係る審査日数②

(参考) 申出1件当たり審査日数の推移（統計部局所管統計）

公的機関等が申出者



研究者等が申出者



(資料出所) 厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）審査解析室

- (注) 1. 政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が所管する統計調査の審査日数である。
2. 新規申出のほか変更申出を含む。
また、事前相談の開始日からデータ提供日までの暦日の日数（申出者が修正等に要した日数及び閑庁日も含む）をカウントしたものである。
3. 行政運営資料の作成を目的として、複数調査や複数年分を一括申出・審査・提供を行う手続き分は含まない。
4. 前頁で記載する令和6年度の審査日数（公的機関等が申出者：平均値8日・中央値6日、研究者等が申出者：平均値16日・中央値13日）とは定義や条件が異なるため、年次比較する場合には注意が必要。

厚生労働省調査票データ等整備実施計画

厚生労働省調査票データ等整備実施計画

令和6年3月決定
令和6年9月改定

政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）

【整備実施計画の基本的な考え方】

- 学術研究の発展及びEBPMの推進を図る観点から、調査票情報の円滑な二次的利用を確保することは重要であり、これまで統計法（平成19年法律第53号）第33条第1項の規定に基づく対象者からのニーズに応じ調査票情報の提供に対応している。
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年3月28日閣議決定。以下「基本計画」という。）及び「規制改革実施計画」（令和5年6月16日閣議決定）では二次的利用手続の迅速化・円滑化等が求められており、総務省において手続に用いる情報システムを構築するところ（令和7年1月稼働予定）である。
- 今般の整備実施計画は、今後、当該情報システムを活用して二次的利用手続を実施する統計調査を位置づけるもの。全ての統計調査について整備できることが望ましいものの、二次的利用に関するこれまでのニーズ（実績）及び統計調査業務に従事する職員体制等※を踏まえ策定する。
※ 基本計画では、「総合的な品質の高い公的統計」を提供することを目指しており、統計調査はそれぞれの課題等に向き合い、品質の高い統計を作成・継続していく必要もあるため、職員体制には十分配慮する必要がある。
- なお、整備される情報システムの具体的仕様及び今後の二次的利用に関するニーズ等を踏まえ、整備実施計画の見直し等を行うものとする。

（令和6年度）

【整備実施計画に位置づける統計調査について】（詳細は別紙参照）

- 情報システムを通じた二次的利用のための資料作成及び調整等は、政策統括官付審査解析室（以下「審査解析室」という。）が主体となり、外部委託も活用しつつ、統計調査を所管する課室の負担に配慮して進める。統計調査を所管する課室は、審査解析室からの求めに協力する。
- 審査解析室において確保している予算の範囲において、二次的利用に関する過去の提供実績件数※や、符号表・レイアウトの有無等を考慮して整備実施計画を策定する。
※ 過去5年間で1件以上を目安（当省全体の平均は12件。人口動態調査の実績（約3,600件）を除いた平均（含めた場合は37件））

【整備実施計画に位置づけない統計調査について】

- 整備実施計画に位置づけない統計調査については、引き続き、従前の方によって二次的利用の申出に対応する必要がある。この際、手続に疑義等があれば審査解析室に相談する等し、迅速・円滑な手續となるよう努める。

（令和7年度）

- 整備される情報システムの具体的仕様及び今後の二次的利用に関するニーズ等を踏まえ、情報システムを通じた二次的利用に取り組む統計調査を検討する。また、令和6年度に整備した統計調査における新たな年次等の追加方法については情報システムの仕様を踏まえ検討する。

整備実施計画に位置付けた統計調査名

【情報システム上で、事前相談からリモートアクセス環境でのデータ提供まで可能とする調査】

- 人口動態調査
- 医療施設調査
- 患者調査
- 病院報告
- 受療行動調査
- 福島県患者調査
- 社会福祉施設等調査
- 介護サービス施設・事業所調査
- 国民生活基礎調査
- 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）
- 21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）
- 21世紀成年者縦断調査（平成14年成年者）
- 21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）
- 中高年者縦断調査
- 社会保障生計調査

- 毎月勤労統計調査
- 雇用動向調査
- 労働経済動向調査
- 労使関係総合調査
- 雇用の構造に関する実態調査
- 賃金構造基本統計調査
- 就労条件総合調査
- 労働安全衛生調査
- 労働災害動向調査
- 賃金引上げ等の実態に関する調査
- 社会保障・人口問題基本調査
- 国民健康・栄養調査
- 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査
- 被保護者調査

【情報システム上で、事前相談、申出手続きまで可能とする調査（データ提供は従来どおりCD-R）】

- 薬事工業生産動態統計調査
- 所得再分配調査
- 地域保健・健康増進事業報告

調査票情報の提供手続き（オンライン利用システム）で利用可能な調査の状況

【基幹統計調査】 調査名 / 調査票	調査所管	オンライン利用システム稼働前日 (令和7年3月30日)の状況	令和7年8月末の状況		オンライン施設での利用実績件数
		年次(年度)	年次(年度)	登録年数 (調査回数)	
1 人口動態調査	統情(人動)	平成13年～令和4年	昭和49年～令和5年	50年	11件
			昭和47年～令和5年	52年	
			昭和48年～令和5年	51年	
		—	昭和50年, 55年, 60年, 平成2年, 7年, 12年, 17年, 22年, 27年, 令和2年	10年	—
		—	—	—	—
2 医療施設調査	統情(保室)	平成14年, 17年, 20年, 22年～30年, 令和元～4年	昭和62年, 平成2年～令和5年	35年	1件
			平成2年～令和5年	34年	
			平成2年, 5年, 8年, 11年～令和5年	28年	
3 患者調査	統情(保室)	平成14年, 17年, 20年, 23年, 26年, 平成29年, 令和2年	平成5年, 8年, 11年, 14年, 17年, 20年, 23年, 26年, 29年, 令和2年	10回	1件
			—	—	
4 国民生活基礎調査	統情(世帯)	平成4年～令和4年 〔平成5年～21年の中間年除く。 令和2年は調査中止〕	昭和61年～令和5年 (昭和62年～平成21年の中間年調査を除く。令和2年は調査中止)	大規模調査 13回	7件
			昭和61年～令和5年 (昭和62年～平成21年の中間年調査を除く。令和2年は調査中止)	中間年調査 8回	
			昭和61年, 平成元年, 4年, 7年, 10年, 13年, 16年, 19年, 22年, 25年, 28年, 令和元年, 4年	大規模調査 13回	
			平成13年, 16年, 19年, 22年, 25年, 28年, 令和元年, 4年 (平成13年～開始)	大規模調査 8回	
			—	—	
5 毎月勤労統計調査	統情(雇用)	令和元年～5年 令和4年	平成25年～令和5年	11年	—
			平成17年～令和5年 (令和2年は中止)	18年	
6 賃金構造基本統計調査	統情(賃福)	平成13年～令和5年	昭和55年, 60年, 平成元年～令和元年	38年	17件
			令和2年～6年	—	
		—	—	—	
7 薬事工業生産動態統計調査	医産	平成28年, 29年	平成28年, 29年	7年	—
			—	—	
		—	令和元年～5年	—	
		—	—	—	

調査票情報の提供手続き（オンライン利用システム）で利用可能な調査の状況

【特定一般統計調査】 調査名 / 調査票	調査所管	オンライン利用システム稼働前日 (令和7年3月30日) の状況	令和7年8月末の状況		オンライン施設での利用実績件数	
		年次(年度)	年次(年度)	登録年数 (調査回数)		
8 国民健康・栄養調査 （昭和48年～63年まで）	健康	〔世帯食事状況票〕 * S51は世帯票 〔世帯(摂取量)票〕 * S50は世帯摂取量1.2、S61～62は世帯(摂取量)分離票、なお、S61は個人食品摂取状況票あり 〔個人身体状況票〕 * S48は個人身体アンケート、S50～52は個人体位票、S53～55は個人体位・食生活状況アンケート 〔個人食生活状況票〕 * S52,56は食生活状況アンケート、S53～55は個人体位・食生活状況アンケート 〔個人食事状況票〕 〔献立集計〕 〔高齢者アンケート〕	昭和48年、49年、51年、52年	49年	1 件	
		〔世帯分類票〕 * H7は個人分類票もあり 〔世帯単品票〕 * H7は個人単品票もあり 〔個人情報票〕	昭和50年、52年～62年			
		〔分類票〕	昭和48年、50年～63年			
		〔個人情報票〕	昭和52年～57年、59年～63年			
		〔身体・生活習慣〕	昭和48年～59年、61年～63年			
		〔栄養摂取〕	昭和54年、59年			
		〔食品群別摂取量〕	昭和50年			
		昭和63年～平成9年	昭和63年～平成9年			
		平成10年～14年	平成10年～14年			
		平成15年～令和元年 (令和2年、3年は中止)	平成15年～令和4年 (令和2年、3年は中止)			
9 病院報告	統情(保室)	〔患者票/病院〕、〔年報確定数 病院〕 〔患者票/診療所〕、〔年報確定数 診療所〕	令和元年～4年	令和元年～5年	5年	—
10 介護サービス施設・事業所調査 * 概ね3年毎	統情(社統)	〔介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票〕 〔介護老人保健施設票〕 〔介護療養型医療施設票〕 〔訪問看護ステーション票〕 〔居宅サービス事業所(福祉関係)票〕 〔地域密着型サービス事業所票〕 〔居宅サービス事業所(医療関係)票〕 〔介護医療院票〕	令和元年～4年	平成30年～令和4年	5年 利用者一覧票/ 個票は2回	—
		〔介護保険施設利用者一覧票 / 個票票〕 〔訪問看護ステーション利用者一覧票 / 個票票〕	令和元年、4年	令和元年、4年		
11 社会福祉施設等調査	統情(社統)	〔施設基本票・詳細票〕 〔事業所基本票〕 〔事業所詳細票〕	令和4年	令和4年	1年	—
12 雇用動向調査	統情(雇用)	〔事業所票〕 〔入職票〕 〔離職者票〕	—	平成8年～令和5年	28年	—
13 就労条件総合調査	統情(賃福)	平成29年～令和5年	平成13年～令和6年	24年	—	
14 医薬品・医療機器産業実態調査	医産	〔医薬品・製造販売業_茶〕 〔医薬品・販売業_赤〕 〔医療機器・製造販売業_青〕 〔医療機器・卸売業_黄〕	平成27年度～令和3年度	平成27年度～令和3年度	7年	—
15 社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)	社人研	—	昭和52年、57年、62年、平成4年、9年、14年、17年、22年、27年、令和3年	10年	—	

オンライン施設における「特定一般統計調査」の利用実績件数 1 件

調査票情報の提供手続き（オンライン利用システム）で利用可能な調査の状況

【一般統計調査】 調査名 / 調査票	調査所管	オンライン利用システム稼働前日 (令和7年3月30日)の状況	令和7年8月末の状況		オンライン施設での利用実績件数
		年次(年度)	年次(年度)	登録年数 (調査回数)	
16 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	統情(世帯)	平成28年(第1回～第15回)	平成28年(第1回～第15回) ※第16回以降文部科学省と共管(実施主体は文部科学省)	15年	2件
17 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	統情(世帯)	令和4年(第1回～第12回)	令和5年(第1回～第13回)	13年	2件
18 21世紀成人者縦断調査(平成14年成人者) ※ 第1回のみ〔女性票〕,〔男性票〕,〔配偶者票(女性)〕,〔配偶者(男性)〕	統情(世帯)	平成14年(第1回)～27年(第14回)	平成14年(第1回)～27年(第14回) ※第14回で終了	14年	—
19 21世紀成人者縦断調査(平成24年成人者)	統情(世帯)	令和4年(第1回～第11回)	令和5年(第1回～第12回)	12年	1件
20 中高年者縦断調査	統情(世帯)	令和4年(第1回～第18回)	令和4年(第1回～第18回)	18年	1件
21 労働経済動向調査 〔2月調査票〕 〔5月調査票〕 〔8月調査票〕 〔11月調査票〕	統情(雇用)	—	平成23年～令和6年	14年	—
22 雇用の構造に関する実態調査 就業形態の多様化に関する総合実態調査 〔事業所票〕 〔個人票〕	統情(雇用)	—	平成15年, 19年, 22年, 26年, 令和元年	5回	—
23 若年者雇用総合実態調査 〔事業所票〕 〔個人票〕		—	平成25年, 30年, 令和5年	3回	
24 派遣労働者実態調査 〔事業所票〕 〔個人票〕		—	平成16年, 20年, 24年, 29年, 令和4年	5回	
25 パートタイム・有期雇用労働者実態調査総合実態調査 ※ 平成28年までは、パートタイム労働者総合実態調査 〔事業所票〕 〔個人票〕		—	平成18年, 23年, 28年, 令和3年	4回	
26 転職者実態調査 〔事業所票〕 〔個人票〕		—	平成18年, 27年, 令和2年	3回	
27 労使関係総合調査(労使コミュニケーション調査) 〔事業所票〕 〔個人票〕	統情(雇用)	—	平成6年, 11年, 16年, 21年, 26年, 令和元年	6回	—
28 労使関係総合調査(労使間の交渉等に関する実態調査)	統情(雇用)	—	平成27年, 29年, 令和2年, 4年	4回	—
29 労使関係総合調査(労働組合活動等に関する実態調査)	統情(雇用)	—	平成26年, 28年, 30年, 令和3年, 5年	5回	—
30 労働安全衛生調査(労働環境調査) 〔事業所調査票〕 〔個人調査票〕 〔ずい道・地下鉄工事現場調査票〕	統情(賃福)	—	平成26年, 令和元年	2回	—
31 労働安全衛生調査(実態調査) 〔事業所調査票〕 〔個人調査票〕	統情(賃福)	—	平成25年, 27年～30年, 令和2年～5年	9回	—
32 賃金引上げ等の実態に関する調査	統情(賃福)	—	平成13年～令和6年	24年	—
33 労働災害動向調査 〔事業所票〕 〔総合工事業調査票〕	統情(賃福)	—	平成20年～令和5年	16年	—

オンライン施設における「一般統計調査」の利用実績件数 6件

5. EBMの実践を通じた 統計の利活用の促進

令和7年度のEBPMの実践について(取組方針)

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和7年2月21日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている行政事業レビューにおいて、「基礎的なEBPM」を実践する。
- 行政事業レビューシートが、政策立案のプロセスを言語化、文書化して蓄積し、政策立案の質の向上につなげていくものであると正しく理解し、「過去の事実の説明」のみならず、政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。
- 画一的なやり方を当てはめるのではなく、事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

※前年度から大きな変更はない

厚生労働省における令和7年度の取組方針

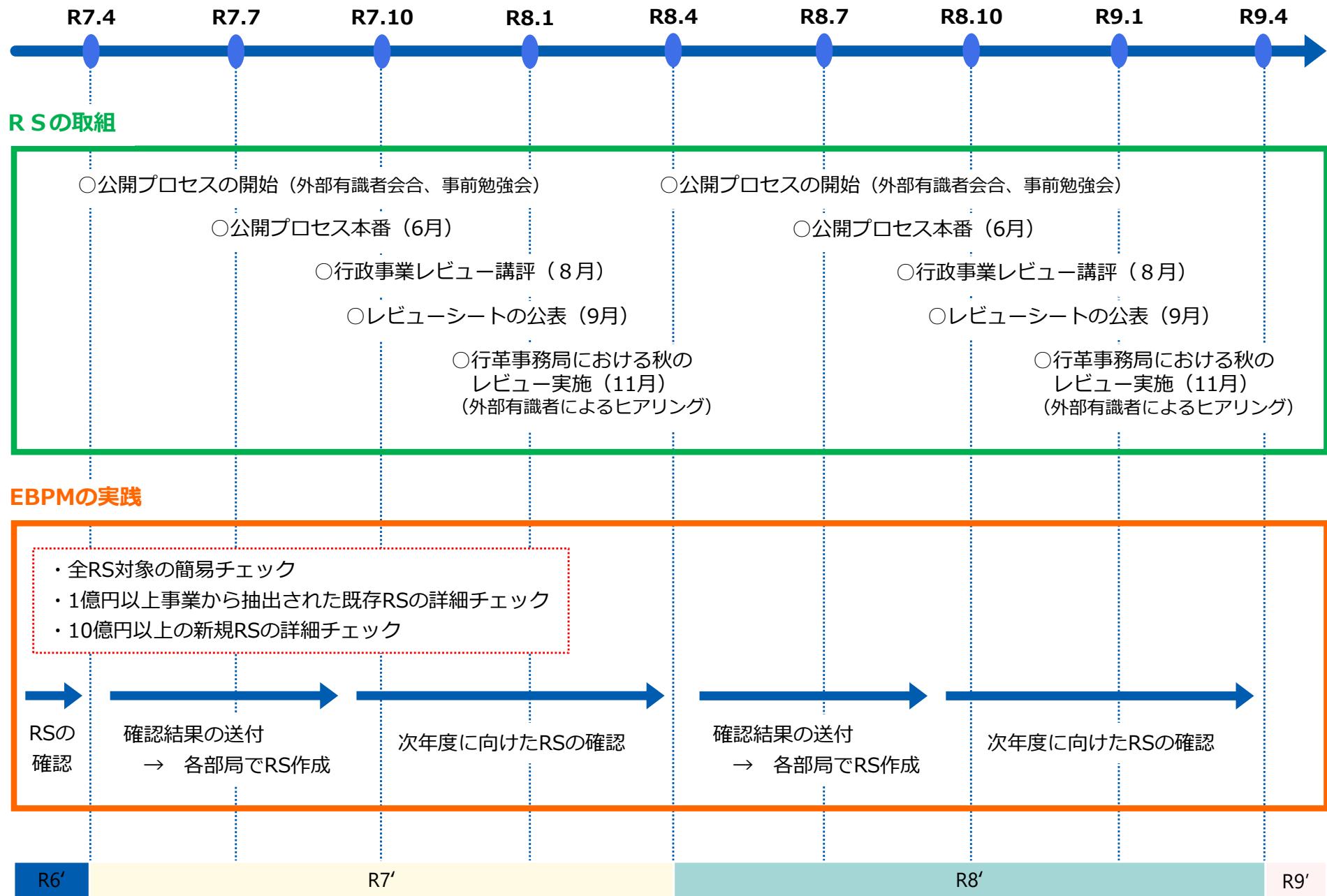
- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「基礎的なEBPM」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1。
 - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和7年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・長期・中期・短期アウトカムが設定されているか、長期アウトカムの目標年度が適切に設定されているか。
 - ・「現状・課題」欄について、事業の目的に対応する形で具体的な問題を記載しているか、問題に対応する形で具体的な原因を記載しているか、現状をデータを用いて説明しているか。
 - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
 - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から選定した事業を、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※3。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、4月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 EBPMアクションプラン2024と関連する事業については、EBPMアクションプラン2024の内容と関連する行政事業レビューシートの内容を連携

※3 令和5年度までに実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施、効果検証対象事業については令和8年度まで効果検証を実施予定

参考 E B P Mの実践のスケジュール



E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチームについて

設置の目的・概要

- E B P Mの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするために、政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に E B P Mの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム（以下「若手チーム」という。）を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、チーム長代理は政策立案・評価推進官を充て、省内で E B P Mに関心のある者等有志からチーム員が構成される。
- E B P Mの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

実績・今後の活動予定

【令和2年度の実績】

- 令和2年度においては、10名のメンバーが参加し、3つのサブチーム（①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用）を設置した。
- 障害者雇用（令和3年5月11日公表）を厚生労働省HP等で掲載し、その後記者勉強会を実施し、「週刊社会保障」6月21日号に掲載、内閣官房行政改革推進本部事務局のメールマガにて7月5日に配信を行った。

【令和3年度の実績】

- 令和3年度においては、25名のメンバーが参加し、6つのサブチーム（① 医療費・医療保険、②働き方改革・労働基準、③子ども・雇用均等、④生活困窮者、⑤障害者雇用、⑥人材開発）を設置した。
- 時間外労働の上限規制（令和3年12月27日公表）、生活困窮者自立支援制度（令和4年4月11日公表）を厚生労働省HP等で掲載し、「週刊社会保障」6月6日号に掲載した。

【令和4年度の実績】

- 令和4年度においては、42名のメンバーが参加し、同一労働同一賃金（令和5年1月16日公表）を厚生労働省HP等に掲載した。

【令和5年度の実績】

- 令和5年度においては、43名のメンバーが参加し、テーマごとに分析作業を実施。

【令和6年度の実績】

- 令和6年度においては、42名のメンバーが参加し、テーマごとに分析作業を実施。「日常生活における機能制限とこころの健康」を令和6年版厚生労働白書等に掲載した。

【令和7年度の活動内容・今後の予定】

- 令和7年度においては、39名のメンバーが参加し、テーマごとに分析作業を実施予定。

- 部局内の若手・中堅職員の参加について、今後もご協力をお願いしたい。

労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、（独）労働政策研究・研修機構（以下「JILPT」という。）と連携し、「E B P Mセミナー」等を開催。以下抜粋。
- 令和2年度 令和2年12月23日 演題：「最低賃金引き上げによる賃金・雇用への影響 中間報告」（若手チーム）等
- 令和3年度 令和3年8月5日 演題：「健康と労働政策」に関する報告（JILPT）
- 令和4年度 令和5年3月3日 演題：「同一労働同一賃金の効果検証」（若手チーム）等
- 令和5年度 令和5年12月21日 演題：「ハローワークにおけるマッチングの状況について」（若手チーム）等
- 令和6年度 令和6年4月17日 演題：「雇用調整助成金の効果検証について」（JILPT）等
- 令和7年度 令和7年6月24日 演題：「OECD諸国におけるEBPMの取り組み」（JILPT）等

今後も引き続き、労働分野に関連したテーマを取り上げ、実施予定。